

下関市監査委員公表第11号
令和7年(2025年)6月16日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 戸 澤 昭 夫
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
教育委員会	教育政策課、学校教育課、教育研修課、文化財保護課、下関商業高等学校、美術館、歴史博物館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

教育委員会
令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

教育委員会
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

教育委員会 教育政策課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
教育委員会 学校教育課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
教育委員会 教育研修課	
	[指摘事項] (1) 外国語指導助手住宅使用料本人負担金の収入事務において、以下の不適正な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等の規定に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。
	[意見] なし
教育委員会 文化財保護課	
	[指摘事項] (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料を分納することについて、当該使用許可に係る決裁文書において、分納を認める意思決定が行われておらず、

	理由が不明であった。使用料の分納は下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書の規定により、特別の理由があるときに認められるものであるため、理由が明確になるよう適正に事務処理されたい。
	[意見] なし
教育委員会 下関商業高等学校	
	[指摘事項] 及び[意見] なし
教育委員会 美術館	
	[指摘事項] 及び[意見] なし
教育委員会 歴史博物館	
	[指摘事項] 及び[意見] なし
教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	
	[指摘事項] 及び[意見] なし

以上